

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の成立を受けて

全日本教職員連盟

1 法律の概要

- ・ 免許授与者（都道府県教育委員会）に「裁量的拒絶権」を与え、第三者委員会の意見や学校からの情報提供を受けて、免許の再交付の判断を可能とする
- ・ 性暴力による教員免許失効者の情報についてデータベース化する
- ・ 児童生徒へのわいせつ行為については、刑事罰の対象とならない行為を含め、本人の同意の有無にかかわらず「児童生徒性暴力」と定義する
- ・ 学校現場に対しては、児童生徒から相談を受け、犯罪の疑いがあるときは警察への速やかな通報を求める

2 法律に対する全日教連の立場

全日教連は、本法律の成立を支持する。支持の理由は以下の通り。

- ・ 全日教連は教職員を「教育専門職」と定義しており、児童生徒を守り国民の負託に応える教育を推進する観点から、過去にわいせつ事案で懲戒処分等を受けた者が教壇に再び立つことがあってはならない

3 今後に向けて

令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査では、わいせつ事案で懲戒等の処分を受けた教育職員は 273 人（そのうち 126 人は児童生徒等に対するもの）であった。これは、30 年前（平成 2 年）の約 13 倍である。本法律の成立により、免許の再交付について免許授与者（都道府県教育委員会）の判断（裁量）ではあるが拒否できるようになり、児童生徒に対して性暴力を行った教師、保育士等が再び教壇に立つ可能性がほぼ無くなったことは大きな前進である。

一方で、以下については、引き続き検討・整備を進めていく必要があると考える。

《 免許再交付に関して 》

- 都道府県教育委員会が躊躇無く判断できる体制の整備
 - ・ 性暴力による教員免許失効者の早期データベース化
 - ・ 文部科学省による条例案の提示
 - ・ 都道府県組織の「裁量権行使」への共通理解促進

《 性暴力事案認定に関して 》

- 被害を受けた児童生徒の二次被害の防止
 - ・ 都道府県教育委員会、警察と報道機関等の協定締結
 - ・ SC の更なる配置促進
- 教育職員を守り、冤罪を無くすための体制の整備
 - ・ 都道府県への法律専門家を含む第 3 者機関の設置
 - ・ 各任命権者の懲戒処分規定の共通化
 - ・ 性暴力事案認定に係る慎重な判断

《 性暴力事案の未然防止に関して 》

- 未然防止の観点からの学校現場への人的・物的体制等の整備
 - ・ 性暴力事案等について法律面からの研修

- ・ 学校における働き方改革推進による業務負担の軽減
 - ・ 複数による教科指導や部活指導を可能とする人的体制（教職員定数の改善や専門人材の配置拡充等）の整備
 - ・ 児童生徒への生命（いのち）の安全教育の更なる充実
 - ・ 児童生徒、保護者への、教育職員が学習指導時等に行う適切な指導、支援方法についての周知（例：わいせつに当たるものとそうでないものの区分け）
- 教員養成段階での適切な指導体制確立
- ・ 大学等において教職員としての倫理感を育てる講義や演習の実施

《 その他 》

児童生徒への性暴力以外の事由で懲戒免職等の処分を受けた教育職員の復職の制限

全日教連は、新法施行後の状況等について、単位団体と協力して情報収集するとともに、令和の日本型学校教育を担う教職員人材の確保について、引き続き提言していく。